



## 中央大学法曹会人事委員会規則

(設置)

第1条 本会に、人事委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、本会幹事長の諮問に基づいて本会が学校法人中央大学、中央大学学員会、その他に推薦する候補者の人選を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、次の者で構成する。

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| 1, 東京弁護士会ブロック   | 4 名 |
| 2, 第一東京弁護士会ブロック | 2 名 |
| 3, 第二東京弁護士会ブロック | 2 名 |
| 6, 裁判所、公証人ブロック  | 1 名 |
| 7, 検察庁、公証人ブロック  | 1 名 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再選を

妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 本委員会は、委員長1名を置く、必要に応じ副委員長若干名を置くことができる。

委員長及び副委員長は、委員で互選する。

委員長は、会議を招集し、議長となる。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長に代わる。

(会議)

第6条 本委員会は、第2条の目的を達成するため随時招集し、審議答申する。

(幹事長等の出席)

第7条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長および事務局の出席を求め意見を聴くことができる。

付 則

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

## 中央大学法曹会法職教育検討委員会規則

(設置)

第1条 本会に、法職教育検討委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(委員会の目的)

第2条 本委員会は、中央大学法職講座運営委員会及び中央大学司法特設講座運営委員会の各事業、その他、法職を目的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査、検討及び協力することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、次の者で構成する。

- |                                  |      |
|----------------------------------|------|
| 1, 中央大学法曹会推薦の<br>中央大学法職講座運営委員会委員 | 2名以内 |
| 2, 中央大学法曹会推薦の<br>中央大学司法特設講座担当講師  | 6名以内 |
| 3, 東京弁護士会ブロック                    | 8名以内 |
| 4, 第一東京弁護士会ブロック                  | 4名以内 |
| 5, 第二東京弁護士会ブロック                  | 4名以内 |
| 6, 裁判所ブロック                       | 2名以内 |
| 7, 検察庁                           | 2名以内 |

(委員長、副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長若干名を置く。

2 委員長及び副委員長は、前条に定める委員のうち、同条第1号及び第2号の各委員を除いた委員で互選する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、1年毎に半数を改選する。ただし、再選を妨げない。

2 委員は、任期満了後も、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(委員会)

第6条 委員会は、定例会と臨時会とし、委員長が招集する。

附 則

この規程は、平成6年12月9日から施行する。





## 中央大学法曹会大学問題委員会規則

(設置)

第1条 本会に、大学問題委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、幹事長の諮問により、中央大学法曹会会則第3条第1号に定める事項を審議し、回答することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、次の者で構成する。

- |                |       |
|----------------|-------|
| 1、中央大学法曹会選出の   |       |
| 学校法人中央大学評議員    | 若干名   |
| 2、東京弁護士会ブロック   | 24名以内 |
| 3、第一東京弁護士会ブロック | 11名以内 |
| 4、第二東京弁護士会ブロック | 11名以内 |
| 5、裁判所ブロック      | 2名以内  |
| 6、検察庁、公証人ブロック  | 2名以内  |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任

を妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 委員長は、会議を主催し、副委員長は、補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行する。委員長は、委員の互選により選出する。副委員長は、委員長の指名により選出する。

(委員会)

第6条 本委員会の開催は、定例会と臨時会とし、委員長がこれを招集する。ただし、委員長は、10名以上の委員から開催請求があったときは、遅滞なく委員会を招集しなければならない。

(事務局)

第7条 本委員会に、事務局担当者を置き、委員会の設営、並びに議事録の作成等の事務を掌る。本委員会の事務局担当者は、中央大学法曹会事務局長が指名する。

付 則

この規則は、平成6年3月23日から施行する。

## 中央大学法曹会会則検討委員会規則

(設置)

第1条 本会に、会則検討委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、幹事長の諮問により、本会の会則、規則、規程、細則等に関する事項を審議し、答申することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会の委員は、10人とし、中央大学法曹会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を

妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 本委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長各1名を選出する。

委員長は、会議を主催し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(細則)

第6条 委員会の運営に関し、この規則に定めない事項については委員会で定めることができる。

付 則

本規則は、平成6年3月23日から施行する。

## 中央大学法曹会広報委員会規則

(設置)

第1条 本会に、広報委員会（以下「本委員会」と

いう。）を置く。





(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、本会の会報・ニュース等を編集・発行し、本会員らに配布し、その他本会の広報活動を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会の委員は、15名以内とし、本会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第5条 本委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(事務局)

第6条 本委員会は、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局員若干名を置く。

3 事務局員は、委員長が委嘱する。

付 則

本規則は、平成12年5月12日から施行する。

(経過措置)

本規則制定以前からの委員の任期は、第4条の定めにかかわらず、平成13年の本会幹事会において新委員が選任される日までとする。

## 中央大学法曹会進路指導対策委員会規則

(設置)

第1条 中央大学法曹会(以下「本会」という)に進路指導対策委員会(以下「本委員会」という)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、学校法人中央大学及び中央大学学生会と連繋して、新・旧司法試験合格者の進路指導対策に取り組み、以て本会の組織拡充を図ることを目的とする。

(指導対象者)

第3条 前条の進路指導対象者は下記の者とする。

- 1 中央大学法科大学院出身の新・旧司法試験合格者
- 2 中央大学出身の旧司法試験合格者
- 3 中央大学出身で他大学法科大学院出身の新・旧司法試験合格者

(本委員会の構成)

第4条 本委員会の委員は、100名以内とし、本会幹事会において選任する。

2 本委員会は、次の者で構成する。

- |                |       |
|----------------|-------|
| 1 東京弁護士会ブロック   | 30名以内 |
| 2 第一東京弁護士会ブロック | 16名以内 |
| 3 第二東京弁護士会ブロック | 16名以内 |
| 4 裁判所ブロック      | 6名以内  |
| 5 検察庁ブロック      | 6名以内  |
| 6 地方支部ブロック     | 20名以内 |
| 7 本会幹事長が指名する者  | 6名以内  |

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、1年毎に半数を改選する。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第6条 本委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(意見の聴取)

第7条 本委員会は、必要に応じて中央大学法科大学院関係者、本会関連委員会委員等、本委員会の運営に資する者から意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 本委員会に事務局担当者を置き、本委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

附 則

1 本規則は、平成18年11月23日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、本規則施行の際、最初に選任される委員のうち半数の委員の任期は1年とし、その余の委員の任期は2年とする。





## 中央大学法曹会機構改革実行特別委員会規則

平成15年3月4日 会則検討委員会承認

平成15年5月15日 定時総会承認予定

(設置)

第1条 本会に、機構改革実行特別委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、本会の機構を改革して、本会の組織を全国規模に拡大するために、本会支部及び支部分会の設立を実行、推進し、その他本会の組織拡大に必要な諸活動を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会の委員は20名以内とし、本会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 本委員会は、委員の互選により委員長1名を置き、必要に応じ委員長代行1名、副委員長若

干名を置くことができる。

2 委員長代行、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その順により職務を代行する。

(委員会)

第6条 本委員会は定例会と臨時会とし、委員長がこれを招集し、議長となる。

(幹事長等の出席)

第7条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長及び事務局の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 本委員会に事務局担当者を置き、委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

付 則

本規則は、平成15年5月16日から施行する。

## 中央大学法曹会募金実行委員会規則

(平成13年12月4日制定)

第1条 正副委員長は任期3年とする。

第2条 委員長は事務局を設置することができる。

事務局員の任期は3年とする。

第3条 期別責任者は3年毎に見直すものとする。

第4条 委員長は、少なくとも3ヶ月に1回委員会を招集する。

委員長故障ある時は副委員長が招集する。

第5条 期別責任者は随時会合を開き、募金の推進をはからなければならない。

右会合の結果、募金の推進の結果について事務局長に少なくとも2ヶ月に1度文書を以って報告しなければならない。

第6条 委員会は平成24年3月末を以って解散する。

## 中央大学法曹会テミスを育む会運営委員会規則

平成15年3月4日 会則検討委員会承認

平成15年5月15日 定時総会承認予定

(設置)

第1条 本会に、テミスを育む会運営委員会（以下

「本委員会」という。）を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、中央大学及び本会大学問題委員会と協力しながら、中央大学関係司法試験受験





生を物心両面から支援するとともに、中央大学法科大学院の設立・運営に協力し、同法科大学院の学生の勉学を支援することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会の委員は20名以内とし、本会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 本委員会は、委員の互選により委員長1名を置き、必要に応じ委員長代行1名、副委員長若干名を置くことができる。

2 委員長代行、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その順により職務を代行する。(委員会)

第6条 本委員会は委員長がこれを招集し、議長となる。

(部会の編成)

第7条 本委員会は、その活動内容に従い、随時部

会を置くことができる。

(基金の徴収)

第8条 委員会は、委員会の活動に必要と認められるときは、本会幹事会の承認を得て、会員から基金を募ることができる。

(幹事長等の出席)

第9条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長及び事務局の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第10条 本委員会に事務局担当者を置き、委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

付 則

1 テミスを育む会の基金は、これを本会に繰り入れ特別会計とする。同特別会計の決算は定時総会の承認を得なければならない。

2 本規則は、平成15年5月16日から施行する。

## 中央大学法曹会進路指導対策委員会規則

(設置)

第1条 中央大学法曹会(以下「本会」という)に進路指導対策委員会(以下「本委員会」という)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、学校法人中央大学及び中央大学大学院と連携して、新・旧司法試験合格者の進路指導対策に取り組み、以て本会の組織拡充を図ることを目的とする。

(指導対象者)

第3条 前条の進路指導対象者は下記の者とする。

- 1 中央大学法科大学院出身の新・旧司法試験合格者
- 2 中央大学出身の旧司法試験合格者
- 3 中央大学出身で他大学法科大学院出身の新・旧司法試験合格者

(本委員会の構成)

第4条 本委員会の委員は、100名以内とし、本会幹事会において選任する。

2 本委員会は、次の者で構成する。

- 1 東京弁護士会ブロック 30名以内

2 第一東京弁護士会ブロック 16名以内

3 第二東京弁護士会ブロック 16名以内

4 裁判所ブロック 6名以内

5 検察庁ブロック 6名以内

6 地方支部ブロック 20名以内

7 本会幹事長が指名する者 6名以内

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、1年毎に半数を改選する。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第6条 本委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(意見の聴取)

第7条 本委員会は、必要に応じて中央大学法科大学院関係者、本会関連委員会委員等、本委員会の運営に資する者から意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 本委員会に事務局担当者を置き、本委員会





の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

- 2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

付 則

- 1 本規則は、平成18年11月23日から施行する。  
2 第5条の規定にかかわらず、本規則施行の際、最初に選任される委員のうち半数の委員の任期は1年とし、その余の委員の任期は2年とする。

## 中央大学法曹会関係諸団体交流委員会規則

(設置)

- 第1条 中央大学法曹会（以下「本会」という。）に  
関係諸団体交流委員会（以下「委員会」という。）  
を置く。

(目的)

- 第2条 委員会は、中央大学の関係諸団体と交流を  
図り、団体相互の親睦を深めるとともに、本会  
の会員の研鑽、業務拡充にとって有益な企画をし、  
実行することを目的とする。

(委員会の構成)

- 第3条 委員会の委員は、20人以内とし、幹事会に  
おいて選任する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任  
を妨げない。

(委員長・副委員長)

- 第5条 委員会は、委員の互選により委員長1人及  
び副委員長若干名を選出する。  
2 委員長は、会議を主催し、議長となる。  
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あ  
るときは、その職務を代行する。

(細則)

- 第6条 委員会の運営に関し、この規則に定めのない  
事項については、委員会で細則を定めることが  
できる。

附 則

本規則は、平成21年1月22日から施行する。

## 中央大学法曹会若手会員活動委員会規則

(設置)

- 第1条 中央大学法曹会（以下「本会」という。）  
に若手会員活動委員会（以下「委員会」という。）  
を置く。

(目的)

- 第2条 委員会は、若手会員にとって有益な企画を  
し、その実行に取り組み、もって若手会員の活動  
及び本会の組織の充実を図ることを目的とする。

(若手会員)

- 第3条 若手会員とは、本会の会員のうち毎年4月  
1日時点において司法修習終了後15年以内の法曹  
をいう。

(委員会の構成)

- 第4条 委員会の委員は、20人以内とし、幹事会に  
おいて選任する。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任  
を妨げない。

(委員長・副委員長)

- 第6条 委員会は、委員の互選により委員長1人及  
び副委員長若干名を選出する。  
2 委員長は、会議を主催し、議長となる。  
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あ  
るときは、その職務を代行する。

(細則)

- 第7条 委員会の運営に関し、この規則に定めのない  
事項については、委員会で細則を定めることが  
できる。

附 則

本規則は、平成21年1月22日から施行する。



# 中央大学法曹会福岡支部会則

第1条 本会は中央大学法曹会福岡支部と称する。

本会の事務所を福岡市内に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学学員会支部である中央大学法曹会（以下「本部会」という）の分会として中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の行事を行う。

- (1) 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること
- (2) 福岡地方における高等学校その他教育関係機関の意見、要望等の情報を蒐集し、本部会に報告する。
- (3) 研究会、講演会及び座談会の開催
- (4) その他必要と認める事業

第4条 本会は福岡地方裁判所管轄地内に住所又は勤務場所を有する下記の者を持って組織する。

## 記

正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法学を教授している講師以上の者。

準会員 中央大学の学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本部会の目的に賛同して入会した者。

2 本会会員は当然に本部会の会員となる。

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 4名以内
- (3) 連絡担当幹事 1名。但し、支部長が兼任することを妨げない。
- (4) 会計担当幹事 1名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 会計監事 2名以内

第6条 支部長、副支部長、幹事及び会計監事は総会において選任する。連絡担当幹事及び会計担当幹事は幹事の中から役員会で選任する。

第7条 役員任期はすべて2年とする。但し再任を妨げない。補欠、補充又は増員によって選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

2 顧問及び参与は、本会の管理運営につき、随時その諮問に応えるほか、役員会に出席して意見を

述べることができる。

第9条 支部長は本会を代表し会務を掌理する。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時は予め定めた順序により職務を代行する
- 3 連絡担当幹事は、本部会並びに本会会員相互間の事務連絡に努めなければならない。
- 4 会計担当幹事は、本会の会計を行う。
- 5 支部長、副支部長、連絡担当幹事、会計担当幹事及び幹事は、役員会を構成し、所定の職務を行うものとする。
- 6 会計監事は、本会の会計を監査するものとし、役員会に出席して意見を述べるができる。

第10条 総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年6月中に支部長がこれを招集する。

- 2 支部長が必要ありと認めるときは臨時総会を招集することができる。
- 3 支部長は、10名以上の会員が会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。
- 4 総会の議長は支部長がこれに当たる。
- 5 総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第11条 役員会は年2回以上支部長の招集によりこれを開く。

- 2 支部長は、過半数に当たる役員から請求を受けたときは、遅滞なく役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会において支部長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本部会から求められた事項、本会の役員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学員会の役員各候補者に推薦する事項を議決する。

第12条 本会は必要に応じて、役員会の議を経て委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、役員会においてこれを定める。

第13条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会費は役員会の議を経て別に定める。

第14条 本会の会計年度は毎年6月1日より翌年5月末日までとする。

2 予算及び決算は、役員会の議を経て総会の承認を得なければならない。





第15条 本会則は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

## 附 則

この会則は、平成15年7月25日から施行する。

## 中央大学法曹会広島支部会則

第1条 本会は中央大学法曹会広島支部と称し、「中大法曹広島支部」と略称する。

2 本会は、本会事務所を広島市内に置く。

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学学会支部である中央大学法曹会（以下「本部」という。）の支部として学校法人中央大学（以下「中央大学」という。）の興隆と司法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること
- 2 会報及び会員名簿の発行
- 3 研究会、講演会及び座談会の開催
- 4 その他必要と認める事業

第4条 本会は、広島地方裁判所管内に住所又は勤務場所を有する者で次の2種の会員をもって組織する。

- 1 正会員 中央大学学员である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上の者。
- 2 準会員 中央大学の学员である司法修習生及び司法試験合格者、又は、外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

2 本会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を提出しなければならない。

3 本会会員は、当然に本部会員となる。

第5条 本会に、次の役員を置く。

- 1 支部長 1名
- 2 副支部長 3名以内
- 3 連絡担当幹事 1名

但し、支部長が兼任することを妨げない。

- 4 幹事 若干名
- 5 会計監事 2名以内

第6条 幹事及び会計監事は、総会において、選任する。

2 支部長、副支部長及び連絡担当幹事は、いずれも幹事の互選による。

第7条 役員任期は、2年とする。但し、再任を

妨げない。

2 補欠、補充又は増員によって選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、総会の議を経てこれを委嘱する。

3 顧問及び参与は、本会の管理運営につき随時その諮問に答えるほか、幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第9条 支部長は、本会を代表し皆無を掌理する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

3 連絡担当幹事は、本部並びに本会会員相互間の事務連絡を行う。

4 支部長及び幹事は、幹事会を構成し、所定の職務を行う。

5 会計監事は、本会の会計を監査し、幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第10条 総会は、定時と臨時とに分ち、定時総会は、毎年4月中に支部長が招集する。

2 支部長が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。

3 支部長は、10名以上の会員が会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なくこれを召集しなければならない。

4 総会の議長は、支部長がこれに当たる。

5 総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第11条 幹事会は、年2回以上支部長の招集によりこれを開く。

2 支部長は、過半数に当たる幹事から請求を受けたときは、遅滞なく幹事会を招集しなければならない。

3 幹事会は、支部長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本部から求められた事項、中央大学の理事、監事、評議員、商議員その他の役職員並びに中央大学学会の役員各候補者に推薦する事項を議決する。

第12条 本会は、必要に応じて、幹事会の議を経て





委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第13条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会費は、幹事会の議を経て別に定める。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年

3月31日までとする。

2 予算及び決算は、幹事会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第15条 本会則は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

附 則

この会則は、平成16年11月22日から施行する。

## 中央大学法曹会北陸支部会則

第1条 本会は中央大学法曹会北陸支部と称する。

本会の事務所を金沢市内に置く。

2 その他、必要があるときは、必要な区域に別途事務所に置くことができる。

第2条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、中央大学法曹会（以下「本部会」という）北陸支部として中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の行事を行う。

1 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

2 北陸三県（福井県、石川県、富山県）における高等学校その他教育関係機関の意見、要望等の情報を収集し、本部会に報告する。

3 研究会、講演会及び座談会等の開催

4 その他必要と認める事業

第4条 本会は北陸三県内に住所又は勤務場所を有する下記の者をもって組織する。

1 正会員 中央大学学员である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上のもの

2 準会員 中央大学学员である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者

2 本会会員は当然に本部会の会員となる。

第5条 本会に次の役員を置く。

1 幹事長 1名

2 副幹事長 3名

3 連絡担当幹事 1名（但し、副幹事長が兼任する。）

4 幹事 若干名

5 会計監事 3名以内

第6条 幹事及び会計監事は総会において選任し、幹事長、副幹事長及び連絡担当幹事は幹事の互選

による。

2 幹事及び会計監事は、相互に兼ねることができない。

第7条 役員任期は、2年とする。但し、補欠、補充又は増員によって選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第8条 役員にして、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

第9条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

2 顧問及び参与は本会の管理運営につき随時その諮問に応える他、幹事会に出席して意見を述べることができる。

第10条 幹事長は、本会を代表し、会務を掌握する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故ある時は予め定めた順序により職務を代行する

3 連絡担当幹事は、本部会並びに本会会員相互間の事務連絡に努めなければならない。

4 幹事長、副幹事長、連絡担当幹事及び幹事は、幹事会を構成し、所定の職務を行うものとする。

5 会計監事は、本会の会計を監査するものとし、幹事会に出席して意見を述べることができる。

第11条 本会の会議は、総会と幹事会とする。総会は定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年4月に幹事長がこれを招集のうえ開催する。

2 幹事長が必要ありと認めたときは、臨時総会を招集することができる。

3 幹事長は、7名以上の会員が会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅





滞なくこれを招集しなければならない。

4 総会の議長は幹事長がこれにあたる。

5 総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第12条 幹事会は、年2回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長は、過半数にあたる幹事から請求を受けたときは、遅滞なく幹事会を招集しなければならない。

3 幹事会の議長は、幹事長がこれにあたり、本会の運営上重要な事項及び本部会から求められた事項、本会の役員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学の役員各候補者に推薦する事項を議決する。

4 幹事会の議事は、出席幹事の過半数の同意をもって決する。

第13条 本会は、必要に応じて、幹事会の議を経て委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第14条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1 会議の日時及び場所

2 会議に出席した会員の数又は幹事の氏名

3 決議事項

2 議事録には、それぞれの会議において選出された議事録署名人が署名捺印しなければならない

第15条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会費は、幹事会の議を経て定める。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 予算及び決算は、幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第17条 本会則は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

#### 附 則

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

## 中央大学法曹会四国支部会則

第1条 本会は中央大学法曹会四国支部と称し、「中大法曹四国支部」と略称する。

本会の事務所を幹事長の事務所に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学学生会支部である中央大学法曹会（以下「本部会」という）の支部として中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

2、四国地方における高等学校その他教育関係機関の意見、要望等の情報を蒐集し、本部会に報告する。

3、研究会、公演会及び座談会の開催

4、その他必要と認める事業

第4条 本会は高松高等裁判所管轄地内に住所又は勤務場所を有する以下の者をもって組織する。

本会会員は当然に本部会の会員となる。

#### 記

(1) 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上の者

(2) 準会員 中央大学の学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者

第5条 本会に次の役員を置く。

1 幹事長 1名

2 連絡担当幹事 1名 但し、幹事長が兼任することを妨げない。

3 幹事 若干名

4 会計監事 2名以内

役員は4県持ち回りとする。

第6条 幹事及び会計監事は総会において選任する。幹事長は幹事の互選による。

第7条 役員任期はすべて1年とする。但し再任を妨げない。

補欠、補充又は増員によって選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

顧問及び参与は本会の管理運営につき随時その諮問に応えるほか、幹事会又は常任幹事会に出席して意見を述べることができる。

第9条 幹事長は本会を代表し会務を掌理する。





連絡担当幹事は、本部会並びに本会会員相互間の事務連絡に努めなければならない。

幹事長及び幹事は、幹事会を構成し、所定の職務を行うものとする。

会計監事は本会の会計を監査するものとし、幹事会に出席して意見を述べることができる。

第10条 総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年11月中に幹事長がこれを招集する。

幹事長が必要ありと認めたときは臨時総会を招集することができる。

幹事長は、10名以上の会員が会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。

総会の議長は幹事長がこれに当たる。

総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第11条 幹事会は年2回以上幹事長の招集によりこれを開く。

幹事長は、過半数に当る幹事から請求を受けたときは、遅滞なく幹事会を招集しなければならない。

幹事会において幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本部会から求められた事項、本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他並びに中央大学学会の役員各候補者に推薦する事項を議決する。

第12条 本会は必要に応じて、幹事会の議を経て委員会を置くことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第13条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

予算及び決算は、幹事会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第15条 本会則は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

#### 附 則

この会則は、平成12年4月22日から施行する。

## 中央大学法曹会大阪支部会則

第1条 本会は中央大学法曹会大阪支部と称し、「中大法曹大阪支部」と略称する。

本会の事務所を大阪市内に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学学会支部である中央大学法曹会（以下「本部会」という）の支部として中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること
- 2、大阪地方における高等学校その他教育関係機関の意見、要望等の情報を蒐集し、本部会に報告する。
- 3、研究会、後援会及び座談会の開催
- 4、その他必要と認める事業

第4条 本会は大阪高等裁判所管轄内に住所又は勤務場所を有する下記の者をもって組織する。

本会会員は当然に本部会の会員となる。

#### 記

(1) 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の

法律学を教授している講師以上の者

(2) 準会員 中央大学の学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者

第5条 本会に次の役員を置く。

- 1 幹事長 1名
- 2 副幹事長 3名以内
- 3 連絡担当幹事 1名 但し、幹事長は副幹事長が兼任することを妨げない。
- 4 幹事 若干名
- 5 会計監事 2名以内

第6条 幹事及び会計監事は総会において選任する。幹事長、副幹事長及び連絡担当幹事は幹事の互選による。

第7条 役員任期はすべて2年とする。但し再任を妨げない。

補欠、補充又は増員によって選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

顧問及び参与は管理運営につき随時その諮問に





応えるほか、幹事会に出席して意見を述べる  
ことができる。

#### 第9条

- 1 幹事長は本会を代表し会務を掌理する。
- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、予め定めた順序によりその職務を代行する。
- 3 連絡担当幹事は、本部会と本会の事務連絡を行うものとする。
- 4 幹事長、副幹事長、連絡担当幹事及び幹事は、幹事会を構成し、所定の職務を行うものとする。
- 5 会計監事は本会の会計を監査するものとし、幹事会に出席して意見を述べるができる。

第10条 総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年4月中に幹事長がこれを招集する。

幹事長が必要ありと認めたときは随時総会を招集することができる。

幹事長は、10名以上の会員が会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。

総会の議長は幹事長がこれに当たる。

総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第11条 幹事会は年2回以上幹事長の招集によりこれを開く。

幹事長か、過半数に当る幹事から請求を受けたときは、遅滞なく幹事会を招集しなければならない。

幹事会において幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び中央大学学会の役員各候補者に推薦する事項を議決する。

第12条 本会は必要に応じて、幹事会の議を経て委員会を置くことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第13条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第15条 本会則は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

#### 附 則

この会則は、平成13年2月16日から施行する。

## 中央大学法曹会神奈川支部会則

第1条 本会は中央大学法曹会神奈川支部と称する。本会の事務所を横浜市内に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、中央大学学会支部である中央大学法曹会（以下「本部会」という）の分会として中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の行事を行う。

- (1) 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申する。
- (2) 神奈川地方における高等学校その他教育関係機関の意見、要望等の情報を蒐集し、本部会に報告する。
- (3) 研究会、講演会および座談会の開催
- (4) その他必要と認める事業

第4条 本会は横浜地方裁判所管轄地内に住所又は勤務場所を有する下記の者をもって組織する。

#### 記

正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上の者。

準会員 中央大学の学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

2 本会会員は当然に本部会の会員となる。

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 5名以内
- (3) 連絡担当幹事 1名。ただし、支部長が兼任することを妨げない。
- (4) 会計担当幹事 1名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 会計監事 2名以内

第6条 支部長、副支部長、監事及び会計監事は総会において選任する。連絡担当幹事及び会計担当監事は幹事の中から役員会で選任する。

第7条 役員任期はすべて2年とする。但し再任を妨げない。補欠、補充又は増員によって選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。



2 顧問及び参与は、本会の管理運営につき、随時その諮問に応えるほか、役員会に出席して意見を述べるができる。

第9条 本支部長は本会を代表し会務を掌理する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは予め定めた順序により職務を代行する。

3 連絡担当幹事は、本部会並びに本会会員相互間の事務連絡に努めなければならない。

4 会計担当幹事は、本会の会計を行う。

5 支部長、副支部長、連絡担当幹事、会計担当幹事及び幹事は、役員会を構成し、所定の職務を行うものとする。

6 会計監事は、本会の会計を監査するものとし、役員会に出席して意見を述べるができる。

第10条 総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年6月中に支部長がこれを招集する。

2 支部長が必要ありと認めたときは臨時総会を召集することができる。

3 支部長は、10名以上の会員が会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なくこれを召集しなければならない。

4 総会の議長は支部長がこれに当たる。

5 総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第11条 役員会は年2回以上支部長の召集によりこれを開く。

2 支部長は、過半数に当たる役員から請求を受けたときは、遅滞なく役員会を召集しなければならない。

3 役員会において支部長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本部会から求められた事項、本会の役員を中央大学の理事、幹事、評議員その他の役職員並びに中央大学学会の役員の各候補者に推薦する事項を議決する。

第12条 本会は必要に応じて、役員会の議を経て委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、役員会においてこれを定める。

第13条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会費は役員会の議を経て別に定める。

第14条 本会の会計年度は毎年6月1日より翌年5月末日までとする。但し、初年度は平成17年3月1日から同年5月31日までとする。

2 予算及び決算は、役員会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第15条 本会則は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

#### 付 則

この会則は、平成17年3月1日から施工する。





# 中央大学法曹会執行部名簿 (平成19・20年度)

|       |            |       |            |
|-------|------------|-------|------------|
| 幹事長   | 奈良道博 (一弁)  | 事務局次長 | 阿部 鋼 (東弁)  |
| 副幹事長  | 坂巻國男 (東弁)  | 事務局次長 | 川添 丈 (一弁)  |
| 副幹事長  | 林 勘市 (一弁)  | 事務局次長 | 熊谷明彦 (一弁)  |
| 副幹事長  | 山崎司平 (二弁)  | 事務局次長 | 大山圭介 (一弁)  |
| 副幹事長  | 須藤典明 (裁判所) | 事務局次長 | 秋定和宏 (一弁)  |
| 副幹事長  | 阪井 博 (検察庁) | 事務局次長 | 土井 隆 (二弁)  |
| 事務局長  | 横溝高至 (一弁)  | 事務局次長 | 上佛大作 (裁判所) |
| 事務局次長 | 藤原 力 (東弁)  | 事務局次長 | 小橋常和 (検察庁) |

# 中央大学法曹会役員名簿 (平成19・20年度)

## 1. 顧問・参与

### (1) 顧問

東弁 (6名)

|      |      |
|------|------|
| 阿部三郎 | 大高満範 |
| 小池金市 | 瀧澤國雄 |
| 堂野達也 | 安原正之 |

一弁 (4名)

|      |      |
|------|------|
| 設楽敏男 | 信部高雄 |
| 松家里明 | 柳澤義信 |

二弁 (5名)

|     |      |
|-----|------|
| 田宮甫 | 野宮利雄 |
| 松井宣 | 小野道久 |
| 鈴木誠 |      |

### (2) 参与

東弁 (7名)

|       |      |
|-------|------|
| 奥原喜三郎 | 小竹 耕 |
| 木川統一郎 | 笹原桂輔 |
| 鈴木秀雄  | 深沢武久 |
| 藤井光春  |      |

一弁 (2名)

|      |       |
|------|-------|
| 竹村照雄 | 依田敬一郎 |
|------|-------|

## 2. 幹事 (○印は常任幹事)

東弁 (244名)

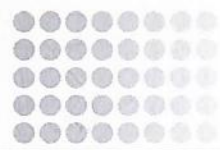
|      |       |
|------|-------|
| 秋元修二 | 浅見昭一  |
| 我妻真典 | 阿南三千子 |
| 阿部正博 | 阿部 鋼  |
| 雨宮真也 | 新井清志  |

|       |       |
|-------|-------|
| 荒井清壽  | 荒井洋一  |
| 有馬幸夫  | 安藤貞一  |
| 安藤良一  | 伊井和彦  |
| 飯塚孝   | ○飯沼允光 |
| 五十嵐二葉 | 石井芳茂  |
| 石川秀樹  | 石田治義  |
| 石葉泰久  | 石山照己  |
| ○石渡光一 | 市川和夫  |
| 井手慶祐  | 伊藤孝雄  |
| 伊藤茂昭  | 伊藤まゆ  |
| 伊東正寛  | 井上章夫  |
| ○稲田勝義 | 井上聡元  |
| 井上重一  | 上野廣方  |
| 植松 功  | 宇佐見方宏 |
| 宇田川濱江 | 内野経一郎 |
| 内丸義昭  | 伯母治之  |
| 海野秀樹  | 榎本逸郎  |
| 榎本峰夫  | 海老原 覚 |
| 遠藤晃   | ○及川昭二 |
| 大川實美  | 大澤孝久  |
| ○大澤成美 | 太田治夫  |
| ○大谷隼夫 | 太田治一  |
| 太田秀夫  | 大塚一夫  |
| 大辻正寛  | 大西 清  |
| 大森八十香 | 小川信明  |
| 奥野善彦  | 小澤治夫  |
| 小名 弦  | 小名雄一郎 |
| 小野 紘一 | 小山田辰男 |









|  |  |                                       |  |  |   |                                  |  |                |               |                |                |               |               |                |             |                                    |                            |                             |                                |                                |  |                                |                         |                                 |
|--|--|---------------------------------------|--|--|---|----------------------------------|--|----------------|---------------|----------------|----------------|---------------|---------------|----------------|-------------|------------------------------------|----------------------------|-----------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--|--------------------------------|-------------------------|---------------------------------|
| 赤新飯池伊今梅大岡荻小加金加川川木木窪小今斎齋酒柴下山田神杉鈴鈴鈴鈴田綱遠中中奈丹羽樋廣深藤藤細 | 井谷田田藤村澤西本原口藤澤毛添辺谷元木林野藤井田山木木口中取山井野良羽田口渡澤本原田 | 文謙数達忠敬和昭政静隆直嘉直登美昭信祐伸徹聰洋英和秀英邦孝信比道健忠英朋良 | 弥一美郎敬二雄一郎明夫夫慎優修丈泰靖樹子昌一一夫男明明已憲一夫雄茂治郎淳志博介義收鉄守介奈一 | 秋安池石伊岩大大翁奥落金金川川川木木熊小後斎酒篠島白杉鈴鈴鈴高竹田寺友仲中西萩林平深福藤辺松 | 定西内田藤田崎山川平合澤崎崎原村戸村谷屋藤藤井原田河本江木木橋川邊本野居野坂原手澤吉本見尾 | 和雅裕康圭雄長直史延明敏仁憲由一秀辰喜則正忠勝吉喜康正勘啓隆紀紀 | 宏愈利久尚豊博介一力治均淳人郎彦弘宏彦一哉勝郎宏彦浩夫男子佐則芳己男一雄人信平市一之實猛男良 | 松宮元森八柳山山山横葭米若渡 | 田崎木木澤崎本本溝葉林江部 | 豐万壽寿清崇源繁隆高昌和健朋 | 治夫徹男文仁三樹幸至司吉雄広 | 萬村森守保矢山山山吉葭六渡 | 羽下田屋田部田本本川葉田邊 | 了司昭雄子三滋宏也純子秀一郎 | 憲昌文真耕孝卓壽裕文洋 | 俊二郎一郎吉男子美子一耶子孝雄弘栄司雄樹聰治暢子史夫二優敬芳夫敏宏樹 | 英央弘眞幸竹由圭美政公康惠一茂正晋雅総武幸誠雅英英直 | 原美井田川黒毛藤中崎本原川川戸田村貫林林藤藤崎木上瀬中 | 相渥新池石市伊今岩岩上大川小香加鎌北木切栗小斎佐篠鈴竹田田谷 | 相渥新池石市伊今岩岩上大川小香加鎌北木切栗小斎佐篠鈴竹田田谷 | 二弁 (116名)<br>藍青阿新石石井井入岩上遠岡尾笠門嘉木清釘小齋坂穴杉滝田多田 | 谷木部井井川黒出野倉瀬野藤本崎井屋本村塚澤海喜本戸井田代田中 | 邦二一嘉芳大賢卓外英敬直征益武勝知正行金静則美 | 雄郎夫昭夫宏康作士志雄操毅一郎毅人郎已夫久雄勝要弘郎子裕春武里 |
|--|--|---------------------------------------|--|--|---|----------------------------------|--|----------------|---------------|----------------|----------------|---------------|---------------|----------------|-------------|------------------------------------|----------------------------|-----------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--|--------------------------------|-------------------------|---------------------------------|





|        |       |
|--------|-------|
| 田宮武文   | 伊達俊二  |
| 千葉昭雄   | 辻居幸一  |
| ○栃木敏明  | 友部富司  |
| 戸谷雅美   | 土井隆   |
| 中川隆博   | 中所克博  |
| ○中村鉄五郎 | 中吉章一郎 |
| 行方美彦   | 奈良ルネ  |
| 西川忠良   | 西本邦男  |
| 根岸清一   | 羽尾芳樹  |
| ○原誠    | 播磨源二  |
| 平賀修    | 藤原真由美 |
| 古屋亀鶴   | 堀内幸夫  |
| 楨枝一臣   | ○増田径子 |
| 松井るり子  | 松田啓   |
| 松田政行   | 丸山輝久  |
| 三木茂    | 水嶋幸子  |

|       |        |
|-------|--------|
| 宮山雅行  | 村上智裕   |
| 村重慶一  | 村野守義   |
| ○村山芳朗 | 森誠一    |
| 諸永芳春  | 柳楽晃秀   |
| 安井桂之介 | 柳澤泰    |
| 山岡義明  | 山崎司平   |
| 山下清兵衛 | ○山田明文  |
| 山田忠男  | 山本和敏   |
| 山本純一  | 雪下伸松   |
| 横井弘明  | 吉岡讓治   |
| 吉田和夫  | ○吉野純一郎 |
| 萬幸男   | 脇坂治國   |

3. 会計監事

|      |      |
|------|------|
| 白井典子 | 今村健志 |
|------|------|

# 中央大学法曹会各種委員会名簿(平成19・20年度)

1. 人事委員会

|        |      |
|--------|------|
| 委員長    | 大高満範 |
| 委員(東弁) | 鈴木康洋 |
|        | 岸巖   |
| (一弁)   | 荻原静夫 |
| (二弁)   | 田宮甫  |
| 担当幹事長  | 奈良道博 |
| 担当事務局長 | 横溝高至 |

2. 広報委員会

|         |      |
|---------|------|
| 委員長     | 大谷隼夫 |
| 委員(東弁)  | 植松功  |
|         | 高石昌子 |
| (一弁)    | 川崎直人 |
|         | 福吉実  |
| (二弁)    | 根岸清一 |
| 担当副幹事長  | 坂巻國男 |
| 担当事務局次長 | 藤原力  |

3. 会則検討委員会

|        |      |
|--------|------|
| 委員長    | 千葉昭雄 |
| 委員(東弁) | 稲田寛  |
|        | 森徹   |
| (一弁)   | 木戸弘  |
| (二弁)   | 新井嘉昭 |
|        | 太田治夫 |
|        | 元木徹  |
|        | 千葉昭雄 |

|         |      |
|---------|------|
| 担当副幹事長  | 山崎司平 |
| 担当事務局次長 | 土井隆  |

4. 法職教育検討委員会

|         |       |
|---------|-------|
| 委員長     | 伊達俊二  |
| 委員(東弁)  | 安藤良一  |
|         | 倉田大介  |
|         | 清水紀代志 |
|         | 曾田多賀  |
| (一弁)    | 島田一彦  |
|         | 中井淳   |
| (二弁)    | 門屋征郎  |
|         | 水島幸子  |
| 担当副幹事長  | 山崎司平  |
| 担当事務局次長 | 阿部鋼   |
|         | 石井芳光  |
|         | 小林信明  |
|         | 鈴木康洋  |
|         | 安田隆彦  |
|         | 矢部耕三  |
|         | 伊達俊二  |
|         | 原誠    |
|         | 土井隆   |

5. 大学問題委員会

|        |       |
|--------|-------|
| 委員長    | 田中茂   |
| 委員(東弁) | 阿部三郎  |
|        | 安藤良一  |
|        | 石渡光一  |
|        | 及川昭二  |
|        | 金澤恭男  |
|        | 木川統一郎 |
|        | 久木野利光 |
|        | 荒井洋一  |
|        | 石井芳光  |
|        | 稲田寛   |
|        | 太田治夫  |
|        | 神谷咸吉郎 |
|        | 岸巖    |
|        | 紺野稔   |





清水紀代志 白井 正明  
菅沼 隆志 鈴木 康洋  
鈴木 正貢 高木 國男  
田中 紘三 平賀 陸夫  
堀合 辰夫 松崎 勝一  
村田 裕 安原 正之  
山岸 憲司 山本 剛嗣  
吉田幸一郎  
(一弁) 安西 愈 岩田 豊  
大西昭一郎 設楽 敏男  
信部 高雄 田中 茂  
丹羽 健介 深澤 守  
村下 憲司 柳澤 義信  
若林 秀雄  
(二弁) 新井 弘二 大西 保  
門屋 征郎 齊藤 誠二  
杉井 静子 鈴木 誠  
多田 武 田中美登里  
千葉 昭雄 栃木 敏明  
新井 嘉昭 村山 芳朗

担当幹事長 奈良 道博  
担当副幹事長 坂卷 國男  
担当事務局長 横溝 高至  
担当事務局次長 川添 丈

6. 機構改革実行委員会

委員長 若江 健雄  
委員 (東弁) 飯沼 允 大谷 隼夫  
菅 重夫 北村 忠彦  
白井 典子 中根 茂夫  
圓山 司 三羽 正人  
(一弁) 小口 隆夫 神部 範生  
竹川 忠芳 山本 隆幸  
(二弁) 今中美耶子 今村 健志  
嘉本 益己 宮本 雅行

担当副幹事長 林 勘市  
担当事務局次長 秋定 和宏

7. 募金実行委員会

委員長 飯塚 孝  
副委員長 今井 勝 中島 義勝  
山岸 憲司 林 勘市  
中村鉄五郎 根岸 清一  
事務局長 三羽 正人  
事務局員 好井 弘之  
担当幹事長 奈良 道博

担当副幹事長 坂卷 國男  
担当事務局長 横溝 高至  
担当事務局次長 熊谷 明彦 大山 圭一

8. 進路指導対策委員会

委員長 水津 正臣  
委員 (東弁) 山本 昌平 森 徹  
内藤 貴昭 瀬川 徹  
松村 卓治 佐藤 雅彦  
藤原 力 石橋 克郎  
(松山委員の後任)  
(未定)  
井上 朗 岡内 真哉  
飯塚 卓也 金澤 賢一  
(一弁) 大川 隆之 池田 友子  
中井 淳 (未定)  
村上 智裕 渥美央二郎  
(二弁) 小川 恵司 加戸 茂樹  
河野 浩 田中 宏  
亀井 真紀

梅田 欣一 (静岡県沼津支部)  
阿部 泰典 (横浜)  
内田 喜久 (広島)  
千葉 達朗 (仙台)  
遠藤 大助 (福島県郡山支部)  
未 定 (埼玉)  
未 定 (千葉)  
星野 徹 (新潟県長岡支部)  
佐々木泉顕 (札幌)  
入江 寛 (大阪)  
未 定 (大阪)  
未 定 (大阪)  
未 定 (北陸)  
藤本 邦人 (四国支部香川県)  
岡崎 信介 (福岡県)  
塩澄 哲也 (福岡県久留米支部)  
塩見 涉 (愛知県)  
串田 正克 (愛知県)

担当副幹事長 林 勘市  
担当事務局次長 秋定 和宏



## 編集後記

- 1 皆さん読んでいただいて如何でしたでしょうか。  
 どのご寄稿も明日の中大法曹のために熱く語られ、多くの示唆に富んだものです。そこには中大を誇りとし、中大を思う気持ちが込められています。きっと感動を深くされたことでしょう。
- 2 広報委員会報告にも記しましたとおり、大勢の若い法曹が育つ時代に合わせ、本号からご覧のとおり紙面を一新しました。A5版縦組からA4版横組へという型式ばかりでなく、「オール中央」の下、法曹以外の学员との交流も大切にする紙面構成を心掛けることにしました。
- 3 その1つである「マーブルベンチ」は主にスポーツ、芸能、芸術の世界で活躍する若き学员を迎え、インタビューによって、元気・活力の源、将来の志、中大法曹に望むことなどをお聞きするコーナーです。次回は誰れが迎えられることでしょうか。
- 4 皆様のご協力により、無事機関誌をお手元に届けることが出来ました。  
 これからも内容豊富で、しかも親しみやすい機関誌作りに励みますので、ご支援の程よろしくお願い申し上げます。

広報委員会委員長 大谷 隼夫



---

## 中大法曹 第23号

---

平成21年5月1日 印刷

平成21年5月10日 発行

(非売品)

発行人 奈良道博

編集人 大谷隼夫

発行所 中央大学法曹会

印刷所 株式会社 高千穂印刷所

東京都板橋区向原2-20-10

電話 03-3956-6551 (代)

---



中央大学法曹会

NO.23 2009.5

中大法曹